

# 近接性評価割引額の誤算定について

2017年8月8日

• 近接性評価割引額の誤算定による影響	3
<b>&lt;近接性評価割引制度の概要&gt;</b>	
• 近接性評価割引制度とは	4
• 近接性評価地域の設定の考え方	5
<b>&lt;近接性評価割引額の誤算定&gt;</b>	
• 近接性評価割引額の誤算定	6～8
• 近接性評価割引額の誤算定の原因	9
• 近接性評価割引額の誤算定の経緯	10
• 誤算定への対策状況および小売電気事業者への対応	11
• 再発防止策	12～13
<b>&lt;経済産業省からの報告徴収&gt;</b>	
• 近接性評価割引額の誤算定に関する報告徴収（概要）	14

## ○誤算定となった小売電気事業者数および誤算定額（概算）

事業者数	15社（延べ18社）	誤算定額（概算）	1.9億円
------	------------	----------	-------

### <内訳>

	対象期間	事業者数	誤算定額（概算）	誤算定額（概算） 内訳（最大・最小）
事象① (割引漏れ)	2016年12月 ～2017年5月	3社	100万円	最大：70万円 最小：2.2万円
事象② (過割引)	2016年4月 ～2017年5月	11社	19,000万円	最大：14,000万円 最小：0.3万円
事象③ (割引漏れ)	2016年8月	1社 (事象②と重複)	2万円	—
事象④ (割引漏れ)	2016年4・7・10・11月	2社 (1社は事象②と重複)	90万円	—
(過割引)	2016年4・5・7・8月	1社 (事象②と重複)	90万円	—

○なお、今回の近接性評価割引額の誤算定は、一般のお客さまの電気料金に直接影響するものではありません。

○近接性評価割引は、次の適用条件に該当する場合に、一般送配電事業者が小売電気事業者に請求する託送料金を割引する制度です。

### <適用条件>

小売電気事業者が近接性評価地域（次ページ参照）に立地している発電所から電気を調達し、同一エリア※のお客さまに供給する場合。

※当該近接性評価地域がある一般送配電事業者の供給エリア

○本制度の目的は、近隣の発電所から需要が多い地域に電気を送ること、

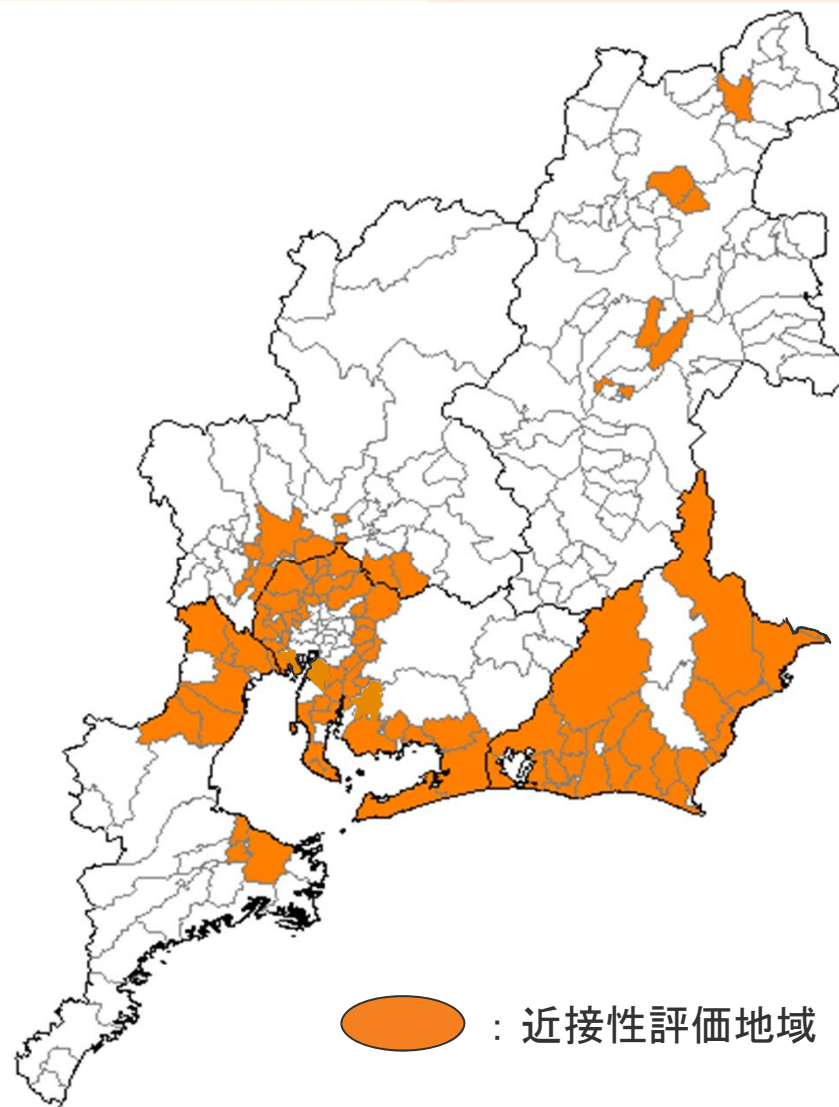
- ・送電設備を建設（改修）する費用を抑制（投資抑制）
- ・送電距離を短縮し、電力損失を低減（損失低減）

の2点です。

○当社エリアにおける近接性評価地域は、以下に示す考え方により、地図で示した86市町村を設定しています。

### <考え方>

- ① 各市町村に所在の需要者の年間電気使用量の合計が、当該市町村に所在の発電者の年間発電電力量（自家消費分を除く）の合計を上回る地域であること。
- ② 当該市町村の需要密度（需要者の年間電気使用量の合計／面積）が当社供給区域の需要密度を上回る地域であること。
- ③ 上記①②のいずれの条件も満たす市町村のうち、発電所が連系された際に設備容量面から送電設備の対策工事が必要となる地域を含む市町村を除外。

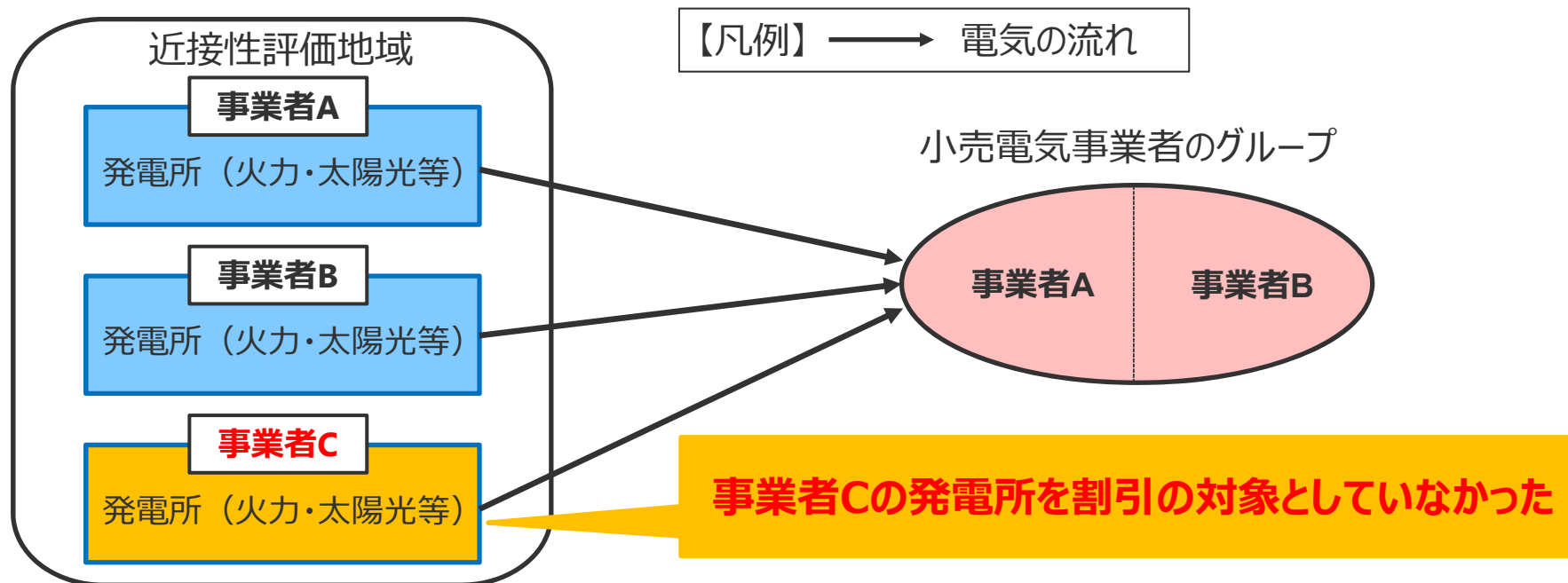


(1) 近接性評価割引額を算定するシステムにおいて、3事象のシステム不備により、2016年4月～2017年5月までの間、当該割引額を誤算定していました。

## 事象① 算定対象の選定誤り（割引漏れ）

近接性評価割引の対象となる発電所を持つ事業者のうち、小売電気事業者のグループと同一事業者の発電所（事業者Aと事業者B）のみを対象とし、小売電気事業者のグループと異なる事業者の発電所（事業者C）を割引の対象としていなかった。

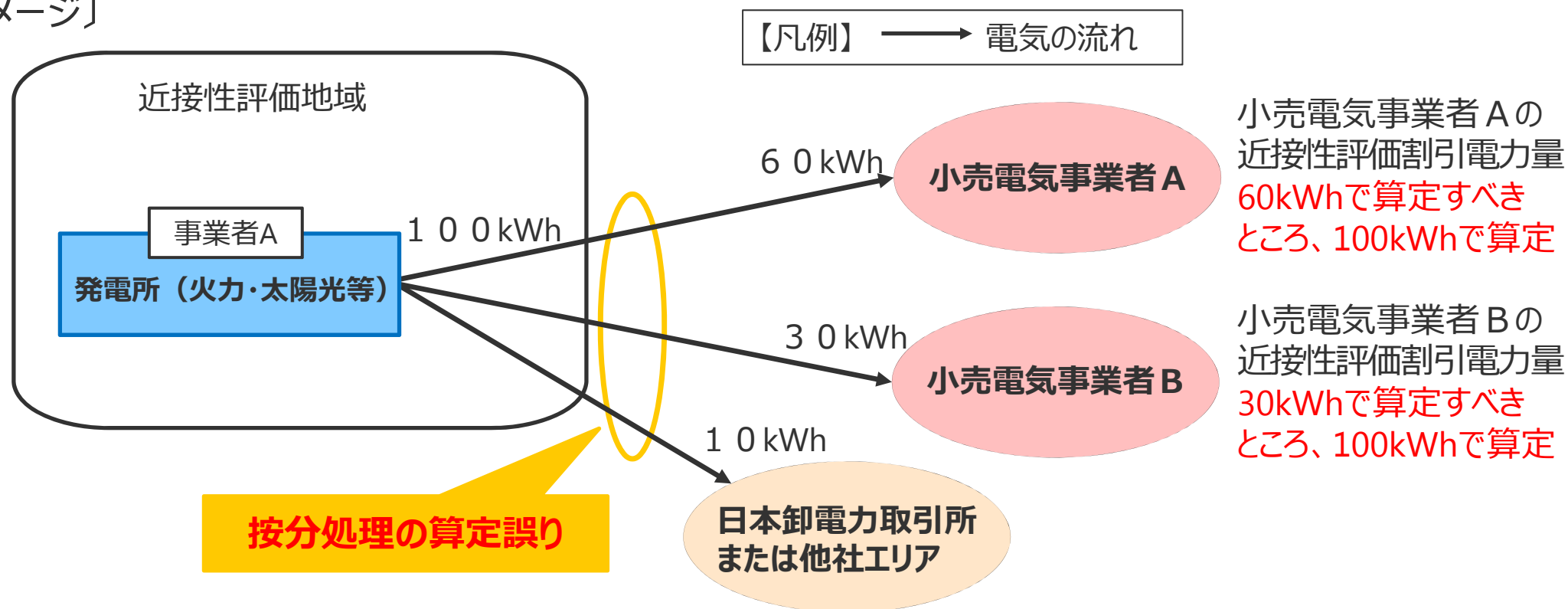
〔イメージ〕



## 事象② 算定過程における按分処理の算定誤り（過割引）

近接性評価割引の対象となる発電所を持つ事業者から複数の小売電気事業者、日本卸電力取引所または他社エリアへ販売した際、小売電気事業者毎の調達に応じて近接性評価割引電力量を按分処理する算定式に誤りがあった。

〔イメージ〕



### 事象③ 電圧区分の誤り（割引漏れ）

月途中で発電所の電圧区分が変更（低高圧→特別高圧）された場合、区分ごとの近接性評価割引電力量を算出すべきところ、誤って変更後の電圧区分（特別高圧）のみを使用し当該月の電力量を算出していたため、変更前の電力量に誤った割引単価が適用され割引漏れとなっていた。

（２）その他、事象④として近接性評価割引額を算定する過程において、事務処理誤りにより当該割引額を誤算定していましたので、合わせて報告しております。

### 事象④ 事務処理誤り（割引漏れ・過割引）

近接性評価割引額の算定諸元として、手作業による抽出や補完を必要とするデータ処理について、作業工程を失念していた。

このため、当該小売電気事業者の当月分が割引漏れとなっていた。

また、一部の発電所情報の電圧階級を「特別高圧」とすべきところ、誤って「高圧」と設定していた。

このため、誤った近接性評価割引単価を適用して算定し、過割引となっていた。



○当社は、近接性評価割引額を算定するシステムにおける算定プログラムの試験において、当該プログラムの誤りを発見することができていませんでした。

- 一部の実在する小売電気事業者と発電事業者の契約パターンを用いた試験は実施したが、試験ケースが不足していたため、誤りを検出できなかった
- 試験ケース等の妥当性について、業務担当箇所とシステム担当箇所との連携が不十分であった

○事務処理誤りについては、担当者の処理誤りを発見することができていませんでした。

- 作業工程の一部を一担当者のみで処理し、処理内容のチェックができていなかった。

時期		実施内容
2016年	4月 1日 (金)	電力小売全面自由化制度開始 (本近接性評価割引制度が開始)
2017年	7月10日 (月)	小売電気事業者から、近接性評価割引についての問合せがあり、算定プログラムの調査を実施
	7月12日 (水)	調査の結果、近接性評価割引の <u>算定対象の選定誤り (事象①)</u> が判明
	7月15日 (土)	算定プログラムの検証において、近接性評価割引の <u>算定過程における按分処理の算定誤り (事象②)</u> が判明
	7月24日 (月)	経済産業省から <u>報告徴収を受領</u> (報告期限：8月7日)
	7月24日 (月) ～8月 3日 (木)	影響額等の検証において、 <u>電圧区分の誤り (事象③) および事務処理誤り (事象④)</u> が判明
	8月 7日 (月)	経済産業省へ <u>報告徴収に対する報告書を提出</u>

## ■ 誤算定への対策状況

近接性評価割引額の算定システムの健全性を確認のうえ、2017年6月分の近接性評価割引額は、同年8月1日に正しいプログラムにて算定を実施いたしました。

## ■ 小売電気事業者への対応

今回の誤算定により影響のある小売電気事業者の皆さまには、訪問等によりお詫びと事象の説明を実施しております。

## 再発防止策 1 今後開発するシステムで誤算定を発生させない仕組み

算定システムの試験ケース等の妥当性について、システム担当箇所のみでは実運用に則した検証が十分に行えないリスクがある。

### 関係箇所間連携による 検証の実施

システムの試験ケース・試験結果の検証・承認に際しては、**システム担当箇所と業務担当箇所が連携し、補完・強化**する体制とする。

### リスク情報の把握・共有

システム開発期間中は、システム担当箇所・業務担当箇所の定期的なミーティングを実施し、作業の進捗状況の確認と**リスク情報の早期把握・共有**を図る。

## 再発防止策 2 既存システムで新たな誤算定を発生させない取り組み

託送料金の算定システムでは、エリアインバランス（2017年1月公表）と近接性評価割引額（今回）の2回の誤算定が発生。

### 託送料金の算定システム 点検の実施

システム担当箇所・業務担当箇所・システム開発会社の連携のもと、**託送料金の算定システムの点検**を実施する。

## 再発防止策 3 託送料金算定にかかる事務処理誤りを発生させない仕組み

業務ルール見直し・徹底	託送料金算定にかかる作業工程を洗い出し、複数人の審査やチェックリストを整備し、 <b>業務ルールの見直し、徹底</b> を図る。
業務のシステム化	システム構築・チェック支援ツールなどの導入による <b>手作業業務の最小化</b> を検討、 <b>実施</b> する。

○以下の項目について、2017年8月7日までに報告することが求められました。

## 1. 事案の概要

## 2. 事案の詳細

- (1) 本事案の原因
- (2) 本事案に係るこれまでの経緯

## 3. 今後の対応について

- (1) 不具合への対策の状況
- (2) 事業者への対応
- (3) 再発防止策